2025			161.85 (6)(7)
85			161.875(7)
2085			161.875(6)(7)
26			161.9 (7)
2026			161.9 (6)(7)
86			161.925(7)
2086			161.925(6)(7)
2027			161.95 (8)
2028			162 (8)
ＡＩＳ１			161.975(9)
ＡＩＳ２			162.025(9)

注１　(1)は、港務に関する通信を行う場合に限る。

２　(2)は、水先業務若しくは引き船業務に関する通信を行う場合又は外国の無線局と通信を行う場合に限る。

［３～５　略］

６　(6)は、単信方式に限る。

７　(7)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はＤ１Ｄ、Ｄ１Ｂ又はＧ７Ｗである。ただし、平成32年３月31日まではＦ３Ｅとしても使用することができる。

８　(8)は、ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｍ．2092に掲げるアプリケーション関連メッセージに使用する場合に限る。

９　(9)は、船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限るものとし、電波の型式は、Ｆ１Ｄとする。

10　［略］

イ　ア以外の海岸局

チャンネルの番号	使用周波数（MHz）及び電波の型式（特に指定するものを除きＦ３Ｅとする。）	
	呼出し、応答及び準備信号の送信	そ　の　他
		149.65 (1)
		150.35 (1)
		151.09 (1)
		151.33 (1)
		152.37 (1)
		153.49 (2)
67		156.375(3)(4)
68		156.425(3)(4)

注１　(1)は、外国の無線局と電気通信業務の通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。

２　(2)は、水先業務又は引き船業務に関する通信を行う場合及び外国の無線局と通信を行う場合に限る。

［３～５　同左］

［新設］

［新設］

［新設］

６　(6)は、船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限るものとし、電波の型式は、Ｆ１Ｄとする。

７　［同左］

イ　ア以外の海岸局

使用電波の型式及び周波数（MHz）	
呼出し、応答及び準備信号の送信	呼出し、応答及び準備信号の送信その他すべての通信
Ｆ３Ｅ	Ｆ３Ｅ
	149.65 (1)
	150.35 (1)
	151.09 (1)
	151.33 (1)
	152.37 (1)
	153.49 (2)
	156.375(3)(4)
156.525(5)	